

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月10日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第15号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則(平成27年寒川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

階層区分	市町村民税所得割課税額
------	-------------

」を

階層区分

」に、

「B1」を「B」に、「町民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「B2」を「C1」に、「均等割額のみの世帯」を「市町村民税均等割のみの世帯」に、

C1	所得割課税額 が右の区分に 該当する世帯
C2	
C3	
C4	
C5	
C6	
C7	
C8	

」を

C2	市町村民税所 得割課税額が
C3	

C4	右の区分に該当する世帯
C5	
C6	
C7	
C8	
C9	

」に改める。

別表の2の表中

階層区分	市町村民税所得割課税額
------	-------------

」を

階層区分

」に、

「町民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「均等割額のみの世帯」を「市町村民税均等割のみの世帯」に、「所得割課税額」を「市町村民税所得割課税額」に改める。

別表備考2中「法第19条第1項第1号に規定する就学前子ども」を「法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ)」に、「同項第2号に規定する就学前子ども」を「同項第2号に該当する支給認定子ども」に、「同項第3号に規定する就学前子ども」を「同項第3号に該当する支給認定子ども」に改め、同表備考3中「「均等割」」を「「市町村民税均等割」」に、「「所得割」」を「「市町村民税所得割」」に、「所得割課税額」を「市町村民税所得割課税額」に改め、同表備考4中「B、B1、B2、C1、C2及びC3の階層区分に該当し」を「市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で」に、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同表備考4第3号中の表を次のように改める。

1号認定利用者負担額

階層区分			利用者負担額(月額：円)
B	市町村民税非課税世帯		0
C1	市町村民税均等割のみの世帯		0
C2	市町村民税所	25,700円以下	2,300
C3	得割課税額が	25,701円以上	3,700
	右の区分に該	51,400円以下	
C4	当する世帯	51,401円以上	5,150
		77,100円以下	

2号・3号認定利用者負担額

階層区分			利用者負担額(月額：円)			
			2号認定保育 標準時間	2号認定保育 短時間	3号認定保育 標準時間	3号認定保育 短時間
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみの世帯		2,000	1,950	2,550	2,450
C2	市町村 民税所	24,300 円未満	2,500	2,400	3,350	3,250
C3	得割課 税額が 右の区	24,300 円以上 48,600	3,200	3,100	4,250	4,150

	分に該	円未満				
C4	当する	48,600	5,400	5,300	6,600	6,450
	世帯	円以上				
		60,700				
		円未満				
C5		60,700	6,650	6,500	8,050	7,900
		円以上				
		72,800				
		円未満				
C6		72,800	7,900	7,750	9,500	9,300
		円以上				
		77,100				
		円以下				

別表備考5及び備考6を次のように改める。

- 5 負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者(法第20条第1項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該保

護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)のうち最年長者をいう。以下同じ。)である1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である2号認定又は3号認定

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあっては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども その者の属する世帯が該当する階層

区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

別表備考に次のように加える。

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が備考4各号のいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に関する備考6の適用については、同項中「77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,100円以下」と、「当該各号に定める額」とあるのは「0」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成28年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同

法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。